

島根・三田谷I遺跡

さんただん



(今市・本次)

遺跡は、県の東部、出雲市の南郊に位置し、神戸川が山間部から平野部に流れ出るあたりの標高約一四mを測る右岸側の低台地に立地している。調査は、建設省が進める斐伊川放水路事業に伴つて行なわれ、当年度は前年度の調査区に隣接した権現山南麓で実施された。当地点は、遺跡の縁辺部と考えられる部分であるが、権現山に沿つて流れる、幅約一〇mほどの谷川地形

が認められた。これより多量の遺物の出土をみた。

この自然流路なり低湿地状の部分から検出された遺構には、しがらみ状遺構、杭列、土坑、曲物を利用した井戸などがあり、古墳時代中期から奈良・平安時代にかけてのものと考えられる。

1 所在地 島根県出雲市上塩治町半分
2 調査期間 第二次調査 一九九四年(平6)四月~二月
3 発掘機関 島根県教育委員会(埋蔵文化財調査センター)
4 調査担当者 鳥谷芳雄・富谷衡・江角ひろみ
5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 繩文~室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺物は、各時代にわたつて多種多様なものが出土したが、奈良・平安時代に限つていえば、供膳具とみられる多くの須恵器・土師器が出土したほか、「三田」[「莊原」]「立新カ」[「稻原」]などと判読できる墨書き土器も認められた。このうち「莊原」は、神門郡日置郷内の里名の一つである莊原を表している可能性が強い。また、木製品類では曲物・多足机・物差・糸巻具・火鑓具・槽・人形・舟形・木簡状木製品などが出土している。

木簡は、墨痕の認められるものを含めて五点出土している、いずれも、自然流路と考えられる部分の、およそ一一・一二世紀以前の遺物包含層からの出土である。

8 木簡の釈文・内容

- | | | |
|-----|---------------|----------------|
| (1) | 「▽(符籙)鬼急々如律令」 | 278×21×4 033 |
| (2) | 「(符籙)急々如律令」 | 159×22×3 051 |
| (3) | (符籙)急々如律令 | (135)×29×4 081 |
| (4) | □□□ 積豈□ | (76)×19×3 081 |

(5)

「V□□」

126×31×6 033

(1)～(3)は、いわゆる呪符木簡である。(1)(2)は、およそ一一・一二世紀代の遺物とともに出土している。(1)は、頂部先端の左右に小さく二段の切り込みがある。(2)の頂部先端には薄く削り痕が認められる。(3)は、墨痕が浮き出しており、当時風雨に晒されていた状況を示すものであろう。符籙とした部分、「梵天□」とある可能性もある。

(4)は、やや古く九世紀代を中心とする遺物とともに出土した。「積」の上の二文字は、判然としないが、「出雲」と判読できなくもない。もしこれに誤りなければ、「出雲積豊□」は人名の可能性がある。因みに、「出雲積」は天平六年(七三四)の「出雲国計会帳」(正倉院文書)中にみえる出雲国出身の右衛士の名や、同一一年の「出雲国大税賑給歴名帳」(同)中の出雲郡漆沼郷・建部郷・出雲郷、および神門郡神戸の項にみえる氏姓として確認できる。(5)は判読不能だが墨痕は認められる。

これらの木簡類をはじめ、これまでに出土した封緘木簡状木製品・墨書き土器・ヘラ書き土器・転用硯の文字関係資料や、



(1)



(2)



(3)



(4)
S=2/3

(鳥谷芳雄)
木簡の釈文については、奈良国立文化財研究所の館野和己・古尾

谷知浩・山下信一郎氏のご教示を得た。

本遺跡の性格の一端を知るうえで貴重な資料を提供するものであり、当地に官衙に關係した施設が存在した可能性をより高めたものと思われる。